

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げました。
また、一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の職員の給与に関する条例を一部改正し、特別職の職員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げました。
- 2 この条例は、令和2年12月1日から施行します。



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第40号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項、第6項及び第8項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（実施規定）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

4 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

5 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

6 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

7 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

8 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

人 事 課



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第56号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(33)のアを次のように改める。

ア 長野県漁業調整規則（令和2年長野県規則第60号）の規定に基づく次の事項

(7) 第3条第1項の規定による許可

(イ) 第4条第2項の規定による書類提出の請求

(ウ) 第7条第1項及び第2項の規定による条件の付加

(エ) 第8条第2項の規定による期間の設定

(オ) 第10条第1項の規定による許可の取消し

(カ) 第11条第1項の規定による許可の取消し

(キ) 第11条第2項の規定による許可の取消し等

- (イ) 第12条第1項の規定による許可の取消し等
- (カ) 第13条の規定による許可証の交付
- (コ) 第14条第2項及び第3項の規定による許可証の写しの証明及び返納の受理
- (サ) 第16条の規定による許可証の書換え交付の申請の受理
- (シ) 第17条の規定による許可証の再交付の申請の受理
- (ス) 第18条の規定による許可証の書換え交付又は再交付
- (セ) 第19条第1項の規定による許可証の返納の受理
- (リ) 第19条第2項の規定による届出の受理
- (タ) 第27条第2項の規定による命令
- (ナ) 第28条第1項の規定による許可(さけ及び溯河性ますに係るものを除く。)
- (ウ) 第28条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付((ナ)の許可に係るものに限る。)(ア)から(ニ)までにおいて同じ。)
- (エ) 第28条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加
- (ト) 第28条第5項の規定による報告の受理
- (ナ) 第28条第6項の規定による変更の許可
- (コ) 第28条第8項において準用する第14条第2項及び第3項の規定による許可証の写しの証明及び返納の受理
- (ス) 第29条第1項の規定による命令
- (ナ) 第30条の規定による届出の受理

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

人事課

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第57号

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の(21)及び(22)中「これ」を「これら」に改め、同表の9の(2)中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

別表第5の6の(1)中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

自然保護課

長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第58号

長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

長野県希少野生動植物保護条例施行規則(平成15年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第6条第4号のソ中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改める。

第20条第1項第10号のウ及び第25条第6号のエ中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則中、第6条第4号のソの改正規定は公布の日から、第20条第1項第10号のウ及び第25条第6号のエの改正規定は令和2年12月1日から施行する。

自然保護課

肥料取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第59号

肥料取締法施行細則等の一部を改正する規則

(肥料取締法施行細則の一部改正)

第1条 肥料取締法施行細則(昭和25年長野県規則第61号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第1条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項の規定による知事の」を「第3項の規定による知事の」に改める。

(事務処理規則の一部改正)

第2条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(29)のイ中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

(長野県組織規則の一部改正)

第3条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第33の農業技術課の項及び別表第36の農業農村支援センターの項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

農業技術課

長野県漁業調整規則をここに公布します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第60号

長野県漁業調整規則

長野県漁業調整規則（昭和45年長野県規則第35号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 採捕の許可（第3条—第19条）

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第20条—第28条）

第4章 漁業の取締り（第29条）

第5章 雜則（第30条—第32条）

第6章 罰則（第33条—第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（代表者の届出）

第2条 法第5条第1項の規定による代表者の選定又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）選定した代表者又は変更後の代表者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第2章 採捕の許可

（水産動物の採捕の許可）

第3条 次に掲げる漁法によって水産動物を採捕しようとする者は、漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

（1）魚壠漁法

（2）瀬付漁法

（3）箱伏漁法（ろうやを用いるものを含む。）

（4）やす漁法

（5）刺網漁法

（6）ごろびき漁法

（7）四手網漁法（間口3メートル以上の四手網を用いるものに限る。）

（8）漬柴漁法

（9）筌漁法（網筌を用いるものを含む。）

（10）大型やな漁法（次号に掲げる小型やな漁法以外のやな漁法をいう。）

（11）小型やな漁法（間口3メートル以下、占有水面積1,653平方メートル以内、工作物のそでは、牛枠を使用しないやな（す落し及び押やなを含む。）を用いる漁法）

（12）石塚漁法

（13）す建漁法

（14）せき四手網漁法

（15）地びき網漁法

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

（1）漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

（2）法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
（許可の申請）

第4条 前条第1項の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）漁法の種類

（3）採捕する区域、期間及び水産動物の種類

（4）漁具の数及び規模

（5）使用する船舶の名称及び漁船登録番号

（6）採捕に従事する者の氏名及び住所

（7）その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可をしない場合）

第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしてはならない。

（1）申請者が次条各号のいずれかに該当する者である場合

（2）漁業調整のため必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開により、当該申請者又はその代理人から当該事案について意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
（許可についての適格性）

第6条 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

（1）漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

（2）暴力団員等であること。

（3）法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用者のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

（4）暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

（許可の条件）

第7条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可後、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(許可の有効期間)

第8条 採捕の許可の有効期間は、1年とする。

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可の失効)

第9条 採捕の許可を受けた者が、死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継せるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(採捕の休止による許可の取消し)

第10条 知事は、採捕の許可を受けた者が当該許可を受けた日から6月間当該許可に係る漁法により水産動物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第12条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示又は同条第11項の規定による命令により第3条第1項各号に掲げる漁法による水産動物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(適格性の喪失等による許可の取消し等)

第11条 知事は、採捕の許可を受けた者が第6条各号のいずれかに該当することとなったときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可を取り消さなければならない。

2 知事は、採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可の取消し等)

第12条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第13条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に対し、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

(4) 許可の有効期間

(5) 条件

(6) その他参考となるべき事項

(許可証の携帯義務等)

第14条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁法により水産

動物を採捕するときは、前条の許可証（以下「許可証」という。）を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第16条の規定による許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を知事に提出中である者は、知事が、その記載内容が当該許可証の内容と同一であり、かつ、当該許可証を知事に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させて、当該許可に係る漁法により水産動物を採捕することができる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証等の譲渡又は貸与の禁止)

第15条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項に規定する許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第16条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書により、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 漁法の種類

(3) 許可の年月日及び許可番号

(4) 書換えの内容

(5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第17条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第7条第2項の規定により採捕の許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

(2) 第11条第2項又は第12条第1項の規定により採捕の許可を変更したとき。

(3) 第16条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

第19条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(保護水面における採捕の禁止)

第20条 何人も、次の表の左欄に掲げる保護水面（水産資源保護法

第18条第1項の規定により指定されたものをいう。) の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、全ての水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	禁止期間
次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から下流の上川の区域及び基点3と基点4を結ぶ線以南の諏訪湖の区域	1月1日から4月30日まで
基点1 諏訪市大字上諏訪字杉菜池1978番地先の上川の左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点2 諏訪市大字上諏訪字小和田2188番地先の上川の右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点3 諏訪市大字上諏訪字渋崎1792番に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点4 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡1201番地先の諏訪湖の護岸堤の基部に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	

(禁止期間)

第21条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
あゆ	1月1日から5月31日まで
いわな (全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年2月15日まで
やまめ (全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年2月15日まで
あまご (地方名称あめのうお、たなびら) (全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年2月15日まで
木崎ます (全長15センチメートルを超えるものに限る。)	9月15日から翌年3月31日まで
さけ	1月1日から12月31日まで
溯河性ます	1月1日から12月31日まで
かじか	3月1日から5月15日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(全長等の制限)

第22条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	大きさ
いわな	全長15センチメートル以下
やまめ	全長15センチメートル以下
あまご (地方名称あめのうお、たなびら)	全長15センチメートル以下

木崎ます	全長15センチメートル以下
にじます	全長15センチメートル以下
ひがい	全長10センチメートル以下
うぐい	全長10センチメートル以下
こい	全長18センチメートル以下。 ただし、下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダムから下流の天竜川においては、全長20センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
おいしいわ	全長8センチメートル以下
たんがい	殻長15センチメートル以下

2 何人も、さけ、溯河性ます及びかじかの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(禁止漁法)

第23条 何人も、次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 鵜罠を用いてする漁法
- (3) 鵜飼漁法
- (4) 石こじ漁法
- (5) 壇漬漁法 (壇伏漁法を含む。)
- (6) 川干漁法
- (7) 石うち漁法 (はんまうち漁法を含む。)
- (8) 潜水してする漁法
- (9) 水中銃 (もりを含む。) を用いてする漁法
- (10) 刺網を2枚以上重ねてする漁法

(漁具の制限)

第24条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、当該漁具は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具	範囲
網漁具 (わかさぎ採捕用網漁具、はぜ類採捕用四手網及び三日月網を除く。)	網目こま12ミリメートル (13節) 以上。ただし、諏訪湖においては、網目こま13ミリメートル (12節) 以上
わかさぎ採捕用網漁具	網目こま5.5ミリメートル (28節) 以上
はぜ類採捕用四手網	網目こま3ミリメートル (51節) 以上
三日月網	網目こま3ミリメートル (51節) 以上
しじみ採捕用網漁具	目合9ミリメートル以上

(禁止区域)

第25条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕

してはならない。

- (1) 信濃川(千曲川) 飯山市大字照岡の信濃川発電所西大滝ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域
- (2) 信濃川(千曲川) 東御市羽毛山の塙川発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (3) 信濃川(千曲川) 小諸市大字山浦字下平の島川原発電所西浦ダムから上流110メートル下流300メートルに至る区域
- (4) 信濃川(千曲川) 南佐久郡佐久穂町大字高野町の臼田発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (5) 信濃川(千曲川) 南佐久郡小海町大字豊里の穂積発電所堰堤から上流110メートルに至る区域
- (6) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第1発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (7) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第2発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (8) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第3発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (9) 犀川 長野市信州新町水内の水内発電所水内ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域
- (10) 犀川 安曇野市豊科光の犀川発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (11) 犀川 松本市安曇の梓川頭首工から上流150メートル下流150メートルに至る区域
- (12) 犀川 松本市安曇の霞沢発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (13) 農具川 大町市平のトチス橋から、木崎湖への流入点から上流250メートルの地点までの区域
- (14) 稲尾沢川 大町市平の境橋から上流200メートル下流2,100メートルに至る区域
- (15) 奈良井川 松本市大字島立の長野県南安曇郡勘左衛門堰堤土地改良区用水取水堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (16) 姫川 北安曇郡小谷村大字北小谷の大網発電所堰堤から上流365メートル下流455メートルに至る区域
- (17) 姫川 北安曇郡白馬村大字北城の姫川第2発電所姫川第2ダムから上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (18) 天竜川 下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダム上流330メートルから放水路下流130メートルに至る区域
- (19) 天竜川 下伊那郡泰阜村の泰阜発電所泰阜ダムから上流300メートル下流670メートルに至る区域
- (20) 天竜川 駒ヶ根市中沢の南向発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区域
- (21) 天竜川 駒ヶ根市東伊那の大久保発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区域
- (22) 天竜川 上伊那郡辰野町大字平出の農業用水取水堰堤から上流55メートル下流180メートルに至る区域
- (23) 三峰川 伊那市長谷黒河内の長野県三峰川砂防堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (24) 三峰川 伊那市長谷非持の美和ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域
- (25) 三峰川 伊那市高遠町勝間の高遠ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域
- (26) 横川川 上伊那郡辰野町大字横川の横川ダムから上流200メートル下流300メートルに至る区域
- (27) 木曾川 木曾郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (28) 木曾川 木曾郡上松町大字荻原の桃山発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域

メートル下流110メートルに至る区域

- (29) 木曾川 木曾郡木曾町福島の寝覚発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
 - (30) 木曾川 木曾郡木曾町日義の新開発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
 - (31) 王滝川 木曾郡木曾町三岳の常盤発電所常盤ダムから上流90メートル下流275メートルに至る区域
(溯河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)
- 第26条 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、その通路の幅の5分の1以上を開通しなければならない。
- (有害物質の遺棄漏せつの禁止)
- 第27条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。
- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。
 - 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）又は公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）の適用を受ける者については、適用しない。
(試験研究等の適用除外)
- 第28条 第3条第1項、第20条、第21条第1項、第22条第1項及び第2項並びに第23条から第26条までの規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕で、かつ、知事の許可を受けたものについては、適用しない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 目的
 - (3) 適用除外の許可を必要とする事項
 - (4) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
 - (6) 採捕の期間及び区域
 - (7) 使用する漁具及び漁法
 - (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - 3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
 - (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 適用除外の事項
 - (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - (4) 採捕の期間及び区域
 - (5) 使用する漁具及び漁法
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (8) 許可の有効期間
 - (9) 条件
 - 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
 - 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
 - 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更

- しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
- 8 第14条の規定は、第1項又は第6項の許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り

(停泊命令)

第29条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第5章 雜則

(漁場又は漁具の標識設置に係る届出)

第30条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第31条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(添付書類の省略)

第32条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第3条第1項、第20条から第26条まで又は第27条第1項の規定に違反した者
- (2) 第7条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反した者
- (3) 第11条第2項、第12条第1項又は第27条第2項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第34条 第14条第1項（第28条第8項において準用する場合を含む。）

の規定に違反した者は、科料に処する。

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第33条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第36条 第14条第3項（第28条第8項において準用する場合を含む。）、第15条から第17条まで、第19条第1項若しくは第2項又は第28条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。次項において「改正法」という。）附則第29条の規定によりこの規則による改正後の長野県漁業調整規則（次項において「新規則」という。）第3条第1項の規定によつてしたものとみなされるこの規則による改正前の長野県漁業調整規則（以下この項及び次項において「旧規則」という。）第5条の規定によつてした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第12条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第29条の規定により新規則第28条第1項の規定によつてしたものとみなされる旧規則第31条第1項の規定によつてした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第31条第5項の規定は、なおその効力を有する。

4 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

園芸畜産課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和2年11月30日

長野県公営企業管理者 小林透

長野県公営企業管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

第1条 企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この管理規程中、第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

経営推進課